

平成25年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成25年8月27日（火曜日）  
午後2時から午後3時30分まで  
場所 一宮市医師会館 特別会議室

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成25年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の浅野と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長犬塚からご挨拶申し上げます。</p>
一宮保健所長	<p>一宮保健所長の犬塚でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、また大変残暑厳しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>日ごろは、それぞれのお立場で、尾張西部医療圏域の健康福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>この尾張西部圏域保健医療福祉推進会議の目的を簡単に御紹介させていただきます。愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏における保健・医療・福祉に関する施策を円滑かつ効果的に実施するためのご意見を頂戴するとともに、関係者の皆様方との連携を目的といたしまして年2回開催しているものでございます。</p> <p>さて、本日は1つの議題と5つの報告事項を用意いたしております。「尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについて」提出議題とさせていただきます。この「医療計画（素案原稿）」につきましては、これまでに策定部会を6月と8月に開催し、構成員の先生方から頂戴したご意見を元に事務局において作成したものでございます。</p> <p>本日のこの圏域会議における議論の結果を踏まえ、県</p>

<p>事務局</p>	<p>の医療審議会に「医療計画」を提出していくこととしております。忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>また、報告事項につきましては次第のとおりでございます。</p> <p>本日ご出席の皆様の共通の願いは、地域の皆様がより健康で、より安心して暮らせる社会の実現であると思っております。こうした共通の願いに向けて共に考え、共に行動していくことを節にお願いたしまして開会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に、会議次第・資料1～資料6・構成員名簿を配布させていただきました。</p> <p>また、本日は、配席図・出席者名簿・開催要領を配布させていただきました。</p> <p>もし、不足しているものがございましたらお知らせくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか</p> <p>次に、本日ご出席いただきました構成員の皆様をご紹介するのが本来でございますが、時間の関係もございしますので、お手元の出席者名簿及び配席図によりご紹介に代えさせていただきますと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>次に、会議の議長の選任につきましては、「開催要領」の第4条第2項により、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する。」こととなっております。昨年度の本会議におきまして一宮市医師会長の野口様にご就任していただいておりますので、今回もお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、一宮市医師会長の野口様に議長をお願いすることといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から議長として指名を受けた野口でございます。よろしくお願い致します。</p>

<p>事務局</p>	<p>本日、傍聴の方はいらっしゃらないですね。</p> <p>それでは、議題1 愛知県地域保健医療計画の見直しについて 事務局から報告をお願いします。</p> <p>一宮保健所の早川と申します。よろしくお願ひいたします。失礼ですが、着座して説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、本年度、改定をいたします尾張西部医療圏保健医療計画の見直しにつきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>平成24年3月に医療法第30条の3に基づき厚生労働大臣が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部が改正され、同じく国の「医療計画作成指針」の全面改正が行われ、新たに医療計画に盛り込むべき事項が国から示されたところです。</p> <p>主な見直しの内容としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患の医療連携体制に求められる機能の明示</li> <li>・災害時の医療体制の見直し</li> <li>・在宅医療の医療連携体制に求められる機能の明示</li> <li>・がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病対策について、疾病予防・早期発見に向けた課題の明示や、特にがん対策にあつては、女性が検診や治療を受けやすい環境づくり</li> </ul> <p>について記載することとなっております。</p> <p>この国の改正を受け、本県においては、平成23年3月に公示した愛知県地域保健医療計画・県計画といたしますが、これを見直し、平成25年3月に新たな県計画を公示しました。</p> <p>この新たな県計画の項目・書きぶりをベースといたしまして、地域の実情を踏まえて、「愛知県医療圏保健医療計画」、以下「医療圏計画」といいます、これの見直しを行うこととされています。</p> <p>本年6月と8月には、医療計画策定部会を開催し、事務局で作成した素案原稿に対して様々なご意見をいただきました。</p>
------------	--

この圏域会議には、策定部会の委員を兼ねていただいている先生もおられるため、説明が重複しますが、社協さんや施設さん、民生児童委員協議会さんにおかれては本日初めて説明を受けていただく訳でございます。先程申し上げた県計画の見直し以外の部分について、策定部会におけるご意見等を踏まえた見直し内容について少しご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。がん対策の2 予防・早期発見の項目について、当初喫煙率についてのみ記載されていたため、策定部会において項目と記載内容がマッチしていない、とのご意見があり、今回再編集したものでございます。

次に8ページをご覧ください。先程も申し上げたとおり、女性が検診や治療を受けやすい環境づくりについて記載することとなっており、今後の方策にその内容を記載しております。

25ページをご覧ください。精神保健医療対策については、今回の国の改正で新たに医療計画に盛り込む項目となった訳ではありますが、本圏域におきましては先駆的な取り組みとして、これまでも精神保健の項目が記載をされておりました。今回の改正を受け、県計画の書きぶりにあわせて全面的な見直しを図っております。

次に26ページをご覧ください。平成25年3月にまいせ心療センターが認知症疾患医療センターに指定をされておりますが、策定部会において、このセンターの予約が先々までつまっていてとれない、とのご意見があり新たな認知症疾患医療センターの整備の必要性についての課題を記載しております。

38ページをご覧ください。災害医療対策でございます。平成24年3月には厚生労働省医政局長より、「災害時における医療体制の充実強化について」通知が発せられ、地域防災会議等への医療関係者の参加の促進や、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備についての内容が盛り込まれております。この通知を受けまして、災害現場に最も近い保健医療行政機関であります保健所が果たす役割、また、災害拠点病院の機能強化や

	<p>災害発生後の医療提供体制に関わる課題等を医療計画に新たに記載したところであります。</p> <p>57ページをご覧ください。高齢者保健医療福祉対策の項目でございますが、策定部会において、主治医とケアマネージャーの連携の必要性についてのご意見があり、保健・医療・福祉関係者のより緊密な連携の必要性について課題を記載しております。</p> <p>この医療計画の見直しにつきましては、本日の圏域会議での議論を踏まえて修正等した後、当圏域の素案として県へ提出する予定といたしております。</p> <p>それを県の医療審議会等に諮り、県民の皆様からのパブリックコメントをいただきます。</p> <p>その後、再び策定部会を開催して意見をいただき、この時期は平成26年1月頃になろうかと思っておりますが、修正した素案を最終原案として来年2月頃に再度圏域会議に諮り、最終案として県医療福祉計画課へ提出します。</p> <p>医療福祉計画課ではこの最終案を医療審議会に諮り、修正を加えた後、決裁を経て公示を致します。公示の時期は平成26年3月を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。</p> <p>議長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>委員 (稲沢市医師会長) がん対策の8ページの「今後の方策」というところで、「女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。」と書いてありますが、何かこれは具体的にどのようなことを進めていくとか決まっているのでしょうか。具体的な計画は決まっていないのでしょうか。ただ単に環境づくりを進めていくということでしょうか。</p> <p>事務局 「がん対策」につきまして「女性が検診や治療を受けやすい環境づくり」というのは県全体の課題として示され</p>
--	--

<p>一宮保健所長</p>	<p>たもので、当圏域として個々具体的な何か施策が決まっている、というものではありません。県全体として、こういったことを進めていこう、ということで記載がされているものでございます。</p> <p>今の回答の補足として申し上げますが、乳がんと子宮がんについては管内2市でクーポン事業が行われております。更に、県が地元の自治体とともに検診の機会を増やしていく取組をすることとされております。がん診療連携拠点病院の見直しも進められていて、がん診療について県内全体で女性のがん治療に対する取組を進めていくこととなっております。がん治療については、がんと診断された後に、仕事が続けられる、あるいは地域で生活ができる、ということにウェイトが移ってきているので、県として具体的な施策が決まっている訳ではございませんが、決意表明をするという趣旨でここに書いているものでございます。</p>
<p>委員 (かしの木の里施設 長)</p>	<p>50 ページの在宅医療等の現況の中で、「寝たきりの高齢者や慢性疾患で長期の療養が必要な患者など」、との記載がありますが、この他にも「重症心身障害児(者)」が在宅医療の対象としています。平成24年4月から介護職による医療的ケアと言って、たんの吸引をしてもよいということになってはいますが、研修の機会もあまりなく、思うように進んでいないのが現状です。従って在宅医療の連携のところでは、学校、障害者福祉事業所を対象範囲に入れてその連携対策をとってもらえるようお願いします。</p> <p>三重県の養護学校では、現在400名の教職員が児童に対して喀痰、吸引を行っています。愛知・岐阜では教職員はこれをしないことになっていて、看護師を採用して行っていますが、いちいち看護師の元へ行っているのは現場の授業についていけません。また、重症心身障害児は週に2~3日しか学校へ行けていない状況があるようですので、それらへの対策もお願いします。その児童が卒業すると生活介護事業所にくるので、事業所においても</p>

事務局	<p>介護職員が喀痰、吸引ができるような対策を連携として取り上げていただけるとありがたいと思います。</p> <p>ご要望ということで承ります。</p>
議 長	<p>他に御意見、御質問がなければ、議題1の「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」は承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、承認とします。</p> <p>議題は1つですので、引き続き、報告事項に入ります。本日の報告事項は1～5あります。</p> <p>報告事項1から5の報告の後、質問等の時間をとらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項の1 地域医療再生計画について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>医療福祉計画課の伊藤です。私も着座して説明をさせていただきます。</p> <p>今回の計画については、各医療圏の関係の方々のご協力をいただきながら基金充当15億円とする地域医療再生計画案を作成し、5月末に国に提出したところ、7月23日に厚生労働省から交付額を9億5千万円とする内示を受けました。</p> <p>内示には国の有識者会議委員の意見が付せられており、主な意見として、必要性について「南海トラフ巨大地震に関しての対策が少なすぎる感がある。」、有効性について「100%再生基金を財源としている事業が多い。」、効率性について「事業の財源がほとんど基金であるため、事業者負担について検討すること。」、優先性について「南海トラフ巨大地震対応が少なすぎるように思われる。」といった指摘がございました。</p> <p>国は、内示額の具体的な算定方法は公表しないとしているため、詳細の確認はできませんが、おそらくこうした意見が内示額に影響したのではないかと推測されます。</p>

申請額の約 63%であった内示額に合わせて、また、国の有識者会議の意見に最大限配慮して計画を見直し、今月 6 日開催の「地域医療連携のための有識者会議」で承認をいただいた上で、12 日に国へ提出したところでございます。

それでは、資料 2-2 をご覧ください。今回策定した新たな地域医療再生計画は、過去 2 回の計画を補完するもので、資料 2-2、1 ページ目のローマ数字 I から III に示したとおり、医師確保対策、在宅医療、災害医療の 3 つを柱としております。

このうち、I の医師確保対策については、過去に策定した計画の内容を継続するものでございます。

また、III の災害医療については、先程申し上げました過去に策定した計画の内容を補完するものであるのに対し、II の在宅医療については、今回新たに地域医療再生計画へ位置づけるものでございます。

具体的な内容については、資料 2-2 の 2 ページをご覧ください。

まず、ローマ数字 I の医師確保対策ですが、上の表題の右に、点線のワクで囲って示していますが、全体事業費を 6.2 億円としております。

主な事業としては、全体事業費のやや下ですが、①として、地域枠医学生への奨学金の貸与として、1 億 7 千万円弱、また、資料の中心から、やや左上に、②として、寄附講座の設置として 4 億 2 千万円と記載しております。この 2 つの事業が主なものとなっております。

続いて、資料を 1 枚おめくりいただきまして、3 ページをご覧ください。

ローマ数字 II の在宅医療については、表題右のとおり、全体事業費 2.9 億円としており、そのうち、ポンチ絵の輪の下に「在宅医療連携拠点」というものを位置づけておりますが、その上に①として示した拠点の整備、2 億 5 千万円弱という事業が主なものでございます。

なお、この在宅医療連携拠点は、医療と介護の連携体制を築くため、関係職種連携のための仕組みづくりや、

	<p>地域住民への啓発等を行っていただくことを予定しておりますが、今後、9月上旬に市町村や医療機関等に対して説明会等を開催した後に、10月以降、計画書を提出いただき事業者を決定していく予定としております。</p> <p>続いて、資料を1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。</p> <p>ローマ数字Ⅲの災害医療については、表題右のとおり、全体事業費0.4億円でありまして、ポンチ絵に示すとおり、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域の津波対策強化や後方支援病院の災害対策強化などを行う予定としてございます。</p> <p>また、被災地域から安全な地域への患者搬送など地域間の災害医療連携体制整備のための「災害時の患者搬送計画の検討会議設置」を行うこととしております。この検討会議は2次医療圏ごとに運営していただくことを考えておりまして、詳細については、順次お知らせする予定です。</p> <p>なお、国へ提出した計画書を資料2-1として配布させていただいたので、参考としていただきたいと存じます。</p> <p>今回策定した地域医療再生計画に関する説明は以上ですので、よろしく願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に、報告事項の2 愛知県肝炎対策推進計画について 事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>健康対策課の野口でございます。</p> <p>報告事項の2番目になります。「愛知県肝炎対策推進計画の概要」について説明させていただきます。失礼して座っての説明とさせていただきます。</p> <p>お手元の資料3-2をご覧ください。</p> <p>肝炎対策推進計画につきましては、第1章(1)の2つ目、国の対策にございますように、肝炎対策基本法に基づきまして、平成23年5月に出されました国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえまして、</p>

愛知県では今回初めて計画を策定したものであります。

本県の肝炎対策は、平成 19 年度から保健所での肝炎無料検査を開始し、翌 20 年度には「愛知県肝炎対策ガイドライン」を策定しまして、医療費助成や拠点病院や専門医療機関を指定し医療提供体制を整備してまいりました。

一方、肝炎治療研究の進展によりまして、肝炎は早期に発見できればウイルスを排除、又は排除できないまでも肝硬変や肝がんへの進行を防ぐことができるようになってまいりました。

このため、今回の計画では、(2)「基本目標と目標達成のための対策」にございますように、基本目標を「肝炎を早期発見し、安心して治療ができるあいちの実現」といたしまして、その下にあります「目標達成のための対策」として、「正しい知識の普及啓発と受検の促進」、「検査から医療への適切な移行」それに「適切な肝炎医療の提供」の 3 つを柱としてそれぞれ対策を進めていくこととしております。

特に、感染の事実を知らないまま病状が進行していくことを防ぐため、一人でも多くの方に検査を受けていただくことが重要であります。

また、検査を受けた方は、そのまま放置せず、確実に医療機関を受診していただく、こういった点に今回の計画では力を入れてまいりたいと考えております。

主な取組みにつきましてご説明申し上げます。

右のページの第 2 章「1 の正しい知識の普及啓発と受検の促進」でございます。

感染の発見には検査が不可欠であります、なかなか検査を受けていただけないという課題があります。

このため、(2) 今後の取組にございますように、県では肝炎に関する正しい知識の啓発や、キャンペーン等を通じ、感染のリスクや検査の必要性を訴えてまいりますが、市町村におかれましては、現在実施いただいております、受検者の増加が確実に見込める、肝炎検査の個別勧奨事業につきまして、一層積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

	<p>次に「2の検査から医療への適切な移行」でございます。</p> <p>検査で感染が判明しても、自覚症状がないなどから、その後、医療機関にかからない者があるという課題があります。</p> <p>このため、今後の取組として、この計画では、保健所が医療機関の協力を得て、検査後の受診状況を把握し、未受診者には、受診勧奨できる体制をまずは県で整備し、いずれ市町村にもこの取組みを広げてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>最後に、次のページ「3の適切な肝炎医療の提供」でございます。</p> <p>現在、肝炎の医療提供体制は、4つの拠点病院と200の専門医療機関、それに地域の医療機関による「肝疾患ネットワーク」を構築しております。</p> <p>今後の取組といたしましては、このネットワークの充実強化を図ってまいりますとともに、安心して治療を受けるための患者支援といたしまして、相談機能の充実や医療費助成の継続、治療継続するための事業主の理解を得るための働きかけを行っていくこととしております。</p> <p>以上、簡単ではございますが愛知県肝炎対策推進計画の概要を説明させていただきました。肝炎対策は、他の疾病対策と比べても歴史が浅く、まだまだこれからの対策であります。</p> <p>この計画の推進には市町村や地区医師会の皆様を始め、関係機関や団体の皆様方のご支援・ご協力が必要となります。今後、皆様とは連携・協力を図りながら計画を推進してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、報告事項の3 新型インフルエンザ対策について 事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画の概要並びに本県の行動計画策定の進捗状況等について、</p>

ご報告いたします。

始めに、政府行動計画概要についてでございます。

お手元の資料4-1をご覧ください。

対策の目的としては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが挙げられています。

次に、対策実施上の留意点は4点ありまして、一つ目は新型インフルエンザ等対策では個人に対し行動制限を加える対策もあることから基本的人権を尊重すること、二つ目は必要な時だけ必要となる対策を実施するといった危機管理法としての性格を持つこと、三つ目は指定公共機関といった関係機関との連携協力を確保すること、四つ目は対策実施についての記録を作成し、保存するといったことでございます。

次に対策の効果についてで、概念図をお示ししています。対策を実施することにより、ピークを遅らせ、この間に医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを上げることにより、患者数がこのキャパシティ内に収まるようにしようというものです。

次に右上の「行動計画のポイント」でございます。

法に基づく行動計画であること、特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等について加えられたことがポイントとなります。

具体的には、図の中ほど「2 まん延防止」のところ、外出自粛要請、施設の使用制限の要請等について、従来の行動計画にも記載されていた対策について、根拠が法で定められたというものです。さらに、1, 3, 4, 5の部分が、新たに盛り込まれた内容になります。

1の新型インフルエンザ等対策に対する体制に関して、一つには指定公共機関について定めたこと、二つに新型インフルエンザ等発生時に方針を決めるために専門家の意見を聴く諮問委員会等を定めたこと、三つに新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の措置などが新たに盛り込まれています。

また、「3 予防接種」について、住民よりも先行して

行われる特定接種の対象や住民を対象とした際の優先順位の考え方が規定されました。

このほか、新感染症を行動計画の対象に加えるとともに、基本的人権の尊重、記録の作成・保存についても新たに規定されました。

次に資料右側の「発生段階ごとの対策の概要」についてです。各発生段階における措置を記載しています。国内発生早期の実施体制の部分に「必要に応じて緊急事態宣言」とありますが、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」は、政府対策本部長が宣言するもので、特措法で初めて規定されたものです。対策の記載の先頭に星印を付けてあるものについては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合にのみ必要に応じて実施する対策で、不要不急の外出の自粛要請、学校等の施設の使用制限や臨時の医療施設の設置等が挙げられます。

政府行動計画の概要等について、以上でございます。

続いて、資料の2枚目をご覧ください。

本県の行動計画策定の進捗を含む特措法施行後のスケジュールについてでございます。

今年4月に、中国において鳥インフルエンザ（H7N9）患者の発生が報告され、これを受けて、国は4月12日に関係政令等を公布し、翌13日には特措法を施行しました。県及び多くの市町村では、同法施行に合わせ、対策本部の設置に関する条例が施行されたところです。

国は、その後6月に政府行動計画及び各種ガイドラインを示しており、県では、専門家の意見を聴いて素案を作成し、10月にはパブリックコメントを開始し、12月には県議会へ報告し、公表できるよう取り組んでいるところでございます。また、指定地方公共機関の指定についても同じ頃、行えるよう準備を進めてまいります。

市町村におかれましては、県の行動計画を踏まえ、市町村の行動計画を策定していただくこととなります。主な内容は、住民接種の実施、住民の生活支援といったものでございます。予防接種体制の構築に関しては、国がモデルを示すとしていますが、これを待たず、できることから進めていただくため、担当者の方々には先日（8

<p>議 長</p>	<p>月 21 日) 説明会を実施したところです。</p> <p>資料の説明は以上になりますが、新型インフルエンザ等対策における医療提供体制については、医療圏の状況に応じて「帰国者・接触者外来」の設置や重症者の入院に対応していただく医療機関を整備していくこと、市町村が実施するワクチンの集団接種体制を確保すること等が求められています。保健所が中心となり、関係団体、関係機関等と必要な確認や調整を行ってまいります。</p> <p>県といたしましては、積極的に情報の収集に努め、関係者の皆様への情報提供や、必要な調整等を行ってまいりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、報告事項の 4 平成 2 5 年度医療連携体制推進事業の実施について 事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>愛知県健康福祉部医務国保課の福島と申します。</p> <p>それでは、報告事項 4 「平成 2 5 年度医療連携体制推進事業の実施について」説明させていただきます。失礼ですが、着座して説明させていただきます。</p> <p>それでは資料 5 をご覧ください。この事業につきましては、かかりつけ医の定着、患者紹介率の向上、平均在院日数の短縮等を目標に掲げ、平成 1 8 年度まで実施していた「医療機能分化推進事業」にかわるものとして、医療の質の向上及び医療提供体制の効率化を図るという目的を一層推進し、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスを切れ目なく提供するために、平成 1 9 年度から実施しており、当初は 3 か年を目途に実施してまいりましたが、延長して、今年度も継続して実施しているものでございます。</p> <p>事業内容につきましては、資料の 1 ページ目の 2 (3) アにございますように、糖尿病対策として「糖尿病食献立サイト」による糖尿病食の情報提供や、糖尿病教育入院に関する情報提供により、「糖尿病対策」に関する医療連携体制の構築を図ることを目的として、尾張東部、</p>

	<p>尾張西部及び海部医療圏にて実施しております。</p> <p>具体的には、資料の2ページ、実施要領の2(1)に記載しておりますとおり、「糖尿病食献立サイト」への献立の掲載や、システム機能向上委員会による意見を踏まえた「糖尿病食献立サイト」の改善などを通じた糖尿病対策の医療連携体制の構築でございます。</p> <p>また、別添ホームページの打ち出し2枚目にごさいますとおり、尾張東部圏域の藤田保健衛生大学病院及び公立陶生病院を中心に、他に名古屋市内のかわな病院、尾張北部圏域及び海部圏域内の病院に御協力いただき、「糖尿病食献立サイト」内に糖尿病教室、糖尿病教育入院の実施状況を紹介するサイトを設置しいるところでございます。</p> <p>昨年度の「糖尿病食献立サイト」へのアクセス件数につきましては、85,883件と前年の35,610件から約2.4倍と着実に実績が上がっております。</p> <p>また、糖尿病食につきまして、ホームページ打ち出し1枚目にありますとおり、摂取量にあわせた献立を検索できるよう、1400キロカロリー、1600キロカロリー、1800キロカロリーの3段階による献立が表示されるなど、サイトの充実を図っております。</p> <p>今後も利用していただけるよう、サイトの改善を図っていく予定でございます。</p> <p>簡単ではありますが、私からの報告は以上でございます。どうか、今年度も当事業の推進につきまして、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、報告事項の5平成24年度に承認された介護保険施設等整備計画（市町公募分）の公募状況について 事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の5の「平成24年度推進会議で承認された介護保険施設等整備計画（市町公募分）の公募状況について」報告させていただきます。お手元の資料6でございます。</p>

	<p>まず、平成 24 年度第 1 回会議承認分の稲沢市 100 名の特別養護老人ホームの新設事業者公募分については、社会福祉法人信竜会に決定いたしました。</p> <p>開設予定地は、稲沢市大塚北で開所予定日は、平成 27 年 7 月であります。</p> <p>次に、平成 24 年度第 1 回会議承認分の稲沢市 60 名(枠 42 名)の混合型特定施設入居者生活介護の新設事業者公募分については、株式会社ラ・テールに決定いたしました。</p> <p>開設予定地は、稲沢市大塚南で開所予定日は、平成 26 年 5 月であります。</p> <p>最後に、平成 24 年度第 2 回会議承認分の一宮市 100 名の特別養護老人ホームの新設事業者公募分については、社会福祉法人来光会に決定いたしました。</p> <p>開設予定地は、一宮市浅井町で開所予定日は、平成 27 年 7 月であります。</p> <p>簡単ではありますが、以上で私からの報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま報告事項 1 から 5 について報告がありましたが、ご質問等がありましたら、お願いします。</p>
委 員 (稲沢市長)	<p>地域医療再生計画の概要の中の医師の確保対策についてですが、現在、稲沢市の市民病院では一宮市民病院から小児科医師の派遣をいただいておりますが、今回の計画ではこれはどうなるのでしょうか。この点についてはどの程度の計画が立っているのかについてお伺いしたいと思います。</p> <p>また、女性医師の勤務環境改善、就労継続・助成についてであります。女性医師を確保するために具体的にどのようなことをしようと考えておられるのか、これについてもお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>資料 2 - 1 の 14 ページをご覧くださいと思いますが、これまでは、地域医療連携医師派遣事業として一宮市民病院から稲沢市民病院への医師派遣について経</p>

<p>委員 (稲沢市長)</p>	<p>費を助成しまして、その事業期間は平成 22 年度から 25 年度ということでありました。</p> <p>また、11 ページの③ですが、25 年度事業開始の地域医療連携による医師派遣推進については、東三河北部へは派遣元病院は名古屋第一赤十字病院・名古屋第二赤十字病院であり派遣先は東栄病院でございます。東三河南部では、派遣元病院は豊橋市民病院・豊川市民病院であり呼吸器内科と小児科を蒲郡市民病院へ派遣、ということが今回の内容となっております。</p> <p>女性医師の就労に関しましては、資料 2-1 の 5 ページにございますが、現状は、本県の病院勤務医のうち全体の 21.4% が女性医師ですが、出産・育児期と重なる 20 歳代 30 歳代の若年層において特に女性医師の割合が高くなっております。女性医師が出産・育児と病院勤務の両立を実現するため院内保育施設などの設備が必要であり、本県もこういった設備に助成を行っております。また育児と病院勤務を両立している女性医師との意見交換等も行っております。女性医師の増加が顕著な 20 歳 30 歳台の女性医師の就労継続を支援するためには、病院で実際に効果が見られる取り組みを収集し、他病院への普及に向けた啓発・セミナーが必要であると考えています。女性医師の就労継続に向けた勤務環境の整備に係る事業費は 860 万円となっております。</p> <p>地域医療の医師派遣の推進ですが、稲沢市民病院では現状、小児科医が 2 人から 1 人に減ってしまっています。補助事業がなくなってしまった場合には、あとは病院で努力して医師を確保せよ、ということなのでしょうか。その辺りの取扱いについて我々ではよくわかりません。新たな計画では稲沢市民病院と一宮市民病院との間の医師派遣については書かれていません。それでは、病院間の連携はどうなるのでしょうか。病院独自で努力するというようなのでしょうか。補助の扱いがよくわかりません。</p> <p>女性医師の話についても、病院で女性医師を確保するために、わずか 860 万円でやっていけるものなのでしょ</p>
----------------------	---

<p>事務局</p>	<p>うか。後ほどでかまわないので教えていただきたいと思います。</p> <p>また、この再生計画は各自治体に調査をして作成したものでしょうか。それとも本庁独自で作成したものでしょうか。こちらについても、後ほどでかまわないので教えていただきたいと思います。</p> <p>医師派遣につきましては、即答できないので調べてからご回答いたします。</p> <p>再生計画については、国の補正予算により計画作成を進めて参りました。その後有識者会議を開き意見をいただき、また、関係団体や市町村に資料を配布して意見を頂戴して作成したものです。</p>
<p>委員 (稲沢市歯科医師会 副会長)</p> <p>事務局</p>	<p>歯科医師は、インフルエンザワクチンの特定接種の対象となりますか。</p> <p>平成 21 年に発生した新型インフルエンザの時には、治療に直接従事する方を優先接種の対象としておりました。政府の新たな行動計画では、国民生活及び経済の確保という観点からも特定接種の対象となり得る業種が示されていて、歯科医師についてもこれに含まれております。ただし、使用するワクチンに限りがあることから、総枠調整率を掛ける、という考え方が示されているところでございます。</p>
<p>委員 (稲沢市歯科医師会 副会長)</p> <p>事務局</p>	<p>総枠調整の具体的な率や優先順位はどうなっているのでしょうか。</p> <p>手元に資料がないので、確認の上、保健所を通して回答させていただきたいと存じます。</p>
<p>委員 (一宮市薬剤師会 会長)</p>	<p>薬局薬剤師は特定接種の対象となるのでしょうか。</p>

事務局	<p>薬剤師についても、歯科医師と同様であります。こちらについても、改めて回答させていただきたいと存じます。</p>
事務局	<p>先程の稲沢市長さんのご質問に対して補足してご説明をしたいと思います。まず、稲沢市と一宮市民病院の連携については新計画では記載がない、省かれているということではありますが、これまでの再生計画の基金を使って、平成 27 年度まで派遣を継続させるということなので、連携が終わるという意味ではございません。</p> <p>また、女性医師に関しての助成が 860 万円では少ないというご指摘がございましたが、再生計画に盛り込んでいるのは、これまでの事業の成果を普及させるという面のみでありまして、普及という面においては 860 万円でやりくりする、というものでございます。</p>
委員 (稲沢市長)	<p>平成 24 年度の推進会議で承認された介護保険施設等整備計画の公募状況についてですが、みなさまのご支援により第 1 回会議で稲沢市においては 100 名定員の特別養護老人ホームの新設などが承認されました。これらが平成 27 年に同時オープンになるわけです。それでは、これらの補助金に関してはどのようになるのでしょうか。25、26、27 年度の事業計画は同じような速さで事業を進めていくことになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>補助金に関する詳細については今ここでお答えができませんので、後日、保健所を通じて回答をすることとさせていただきますと思います。</p>
委員 (稲沢市歯科医師会 副会長)	<p>稲沢市歯科医師会においては、平成 23 年度より年末・年始の休日診療（9:00～12:00、13:00～17:00）昼間の診療を行っています。</p>
事務局	<p>医療圏計画に反映させるようにします。</p>

議 長	他に、ご質問がなければ、これで予定の議事は終了しました。事務局、その他として何かありますか
事務局	報告・連絡事項はありません。
議 長	<p>他に何かご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。</p> <p>他にご意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局へ進行を戻します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたり一宮保健所長からご挨拶申し上げます。</p>
一宮保健所長	<p>皆様には、長時間にわたり、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日いただきました貴重なご意見やご提言は、地域保健・医療・福祉行政の一層の充実に活かしてまいります。</p> <p>今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>これをもちまして、平成25年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。</p> <p>愛知県の交通事故死者数は依然として、ワースト1が続いております。事故のないよう十分注意していただきお帰りくださいますようお願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>